

新名寄番号	
旧名寄番号	

所有権移転届

令和 年 月 日

豊田都市計画事業及び西三河都市計画事業
豊田花園土地区画整理事業

施行者 豊田市
代表者 豊田市長 太田稔彦様

新所有者

住所

フリガナ

氏名

(電話番号

印

)

旧所有者

住所

氏名

印

下記の土地について、令和 年 月 日登記原因 _____ により所有権移転登記をいたしましたので、次の事項を誓約し届け出ます。

- 1 事業によって生じる清算金等に関することは、 所有者の責任として処理されるようお願いいたします。
- 2 所有権移転後、確定測量による換地地積増減のため清算金に異動を生じても異議は申しません。

また、本件に関する紛争が生じた場合は、当事者の責任で解決し貴市には、一切ご迷惑はおかけしません。

記

従前の土地					仮換地		
町	丁目	地番	地目	地積(m ²)	街区	画地	地積(m ²)

※添付書類 印鑑登録証明書 (共有の場合は、全員のもの)
登記事項証明書

「所有権移転届」について

土地区画整理事業地区内の土地を売買、贈与、相続等により所有権移転した場合は、「所有権移転届」を提出してください。

このことは、事業の進捗に伴う重要な書類の発送、通知等を権利者の皆さんに漏れなく、的確にお伝えするためのものであり、事業の円滑な推進を図るためにもご協力をお願いします。

1 記載上の注意事項

- (1) 土地所有者が法人であるときは「住所」「氏名」欄には、法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載してください。
- (2) 所有権移転年月日は、登記原因日付とし、登記原因は、売買、贈与、相続、競落等と記載してください。
- (3) 欄に「新」または「旧」のどちらかを必ず記載してください。
- (4) 印は、登録印（実印）を押印してください。
- (5) 共有の場合は、新、旧所有者の住所、氏名は、代表者の住所、氏名「外〇名」と記載、押印し、別紙「共有者一覧」に共有者全員の署名、登録印（実印）で押印してください。

※所有権移転原因が相続による場合、旧所有者の印は不要です。

2 添付書類

- (1) 印鑑登録証明書（写し可）
 - ①新、旧所有者のものを添付してください。
 - ②共有の場合は、新、旧所有者共に共有者全員のものを添付してください。

- (2) 登記事項証明書（写し可）

※（1）の印鑑登録証明書については、市役所市民課または各支所、出張所にて、（2）の登記事項証明書は、名古屋法務局豊田支局（豊田合同庁舎3階）でお取り寄せください。

問合せ先 豊田市役所 都市整備部 花園区画整理事務所
電話（0565）51-2888

共 有 者 一 覧

1 新所有者

番号	住所	氏名	持分	印

2 旧所有者

番号	住所	氏名	持分	印

※登録印（実印）を押印してください。